



令和6年度 健康経営宣言



～ 従業員の健康維持・増進に積極的に取り組み 働きやすい職場づくりを目指します～

①従業員の健康課題の把握と対策の検討

- 定期健康診断受診率100%

⇒現在定期健診の受診率は100%だが、再検査受診率についても100%を目指す。

- ストレスチェックの実施

⇒年1回の実施を継続して行う。

高ストレス者については、希望者に医師面談を実施。

②健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくり

- 適切な働き方実現に向けた取り組み

⇒家庭の事情による休暇(育児休暇・介護休暇など)を取得しやすい職場づくりを行うことで、従業員の仕事と家庭生活の両立を図る。

- コミュニケーションの促進に向けた取り組み

⇒忘年会や焼肉会等を企画し、従業員同士が交流できる場を設ける。

③従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策

- 運動機会の増進に向けた取り組み

⇒ボウリング大会や、年に数回スポレクを計画し、運動できる機会を提供する。

本社別館に卓球台を設置し、気軽に運動できる場所を提供する。

- ストレスゼロに向けた取り組み

⇒リフレッシュルームを設置し、職員同士が気軽に会話できる場を設けてストレス解消を図る。

- ライフワークバランスの確保に向けた取り組み

⇒有給休暇を取得しやすい職場環境を整え、従業員の健康と生活に配慮する。

- 受動喫煙対策

⇒社屋内は全面禁煙、所定場所以外での喫煙禁止を徹底する。

- 従業員の感染症予防に向けた取り組み

⇒全従業員に対して、年1回インフルエンザワクチン接種を会社負担で実施。

- 不調者への対応に対する取り組み

⇒メンタル不調の予兆がある場合は、業務軽減や休職などの対策を検討する。

発熱などの症状がある場合は、当日から出社を禁止。

経過観察し、部門長の許可ができるまで自宅待機。

- 長時間労働者への対応に向けた取り組み

⇒長時間労働者(残業42h/月を超える者)への対応策として、部門長に対して経営管理部から指導を実施。